

23	都市整備局	高齢社会に備える住宅の整備促進事業
事業概要	<p>急速な高齢化の進展に対応するため、都では高齢者の居住の安定確保について、サービス付き高齢者向け住宅や東京シニア円滑入居賃貸住宅の登録を促進するとともに、区市町村と連携しながら、東京都サービス付き高齢者向け住宅や東京都高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進している。</p>	
これまでの経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年3月には、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が制定され、高齢者向け住宅の供給促進策である高齢者向け優良賃貸住宅制度の法定事業化、高齢者円滑入居賃貸住宅制度が創設された。 ・都は、平成22年9月、「高齢者の居住安定確保プラン」を策定し、高齢者の居住の安定確保に向け、高齢者向けケア付き賃貸住宅の供給促進や高齢者の入居の円滑化等を行うこととしている。 ・平成23年10月には、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正が施行され、高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅制度が廃止され、新たにサービス付き高齢者向け住宅制度が創設された。 ・平成25年度より、近接（併設）する医療・介護サービスとの連携が確保されたものについては、区市町村の同意を得た上で、国費に加え都費を加算し、事業者の参入意欲を促進。また、区市町村が事業者に対し整備費等の補助を行うもので、都費の充当額を引き上げることにより、高齢者向け住宅の供給を促進している。 	
現在の進行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数 225件 8,614戸 (事業開始：平成23年10月) ・東京都高齢者向け優良賃貸住宅等の管理戸数 1,112戸 (事業開始：平成11年度、制度改正：平成23年10月) ・東京シニア円滑入居賃貸住宅の登録戸数 1,114件 72,940戸 (事業開始：平成22年9月) 	
今後の見通し	<p>今後も、高齢者の居住の安定確保等を進めていく。</p>	
問い合わせ先	都市整備局 住宅政策推進部 民間住宅課	電話 03-5320-4947